

意見書

平成 20 年 11 月 27 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条により、平成20年10月28日付けで公告された「ユニバーサルサービス制度の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、情報通信審議会議事規則第5条により、平成20年10月28日付けで公告された「ユニバーサルサービス制度の在り方について」答申(案)(以下、「答申(案)」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

項目		意見
第1章 2009～2011年度 (平成21～23年度)のユニバーサルサービス制度		<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービスの確保は、基金等による補てんを行うことなくなされることが目指すべき姿であり、ユニバーサルサービス制度の見直しに際しては、まずこのあるべき姿を追求して議論がなされるべきと考えますが、今回の見直しにおいてはこの点について十分な議論がなされていないものと考えます。 答申(案)においては、2009～2011年度のユニバーサルサービス制度について3年間現行制度を維持するという方向性が示されていますが、このような本来行われるべき議論が十分になされていない状況において、現行制度を3年もの長期に渡り延長することを現時点で確定すべきではなく、継続的に本制度の在り方について議論を行うべきと考えます。
	第1節 ユニバーサルサービスの範囲	<ul style="list-style-type: none"> 「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」というユニバーサルサービスの趣旨に鑑みれば、ユニバーサルサービスの範囲は状況の変化等に応じて適宜見直しを行うべきであり、ユニバーサルサービス制度の運用開始から約6年(平成14年6月の改正電気通信事業法の施行より)が経ち、電気通信サービスの多様化・高度化が急速に進んでいることを考慮すると、ユニバーサルサービスの範囲の見直しは急務であると考えます。特に公衆電話については、携帯電話の普及等により、その期待される役割に変化が生じて来ていることから、更に詳細な検討が必要と考えます(詳細意見は後述します)。
	イ 公衆電話	<ul style="list-style-type: none"> 公衆電話は、携帯電話の普及等による利用の減少により、営業収入が減少の一途を辿っている状況であり、ユーザが公衆電話に期待する役割も変化してきているものと考えられます。従って、公衆電話については、そもそもの提供の在り方について、一時的なアンケート等の結果を参考とすることだけに留まらず、必要とされる理由・目的、最低限具備すべき機能、携帯電話の代替可能性等について、今後も更に具体的な議論を継続的に行うべきであり、これらの議論を

項目	意見
	<p>踏まえて、公衆電話の在り方やユニバーサルサービスの範囲に含めるか否か等について詳細に検討する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮にそうした詳細検討の結果、第一種公衆電話設置の必要性が引き続き認められる場合であっても、現状、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(合わせて以下、「NTT 東西」という。)において毎年赤字を計上している状況を容認するのではなく、NTT 東西殿に対し更なる効率的事業運営を追求すべきと考えます。そのためにも、NTT 東西殿に対して公衆電話運営に係る更なる情報開示を求めるべきであり、開示されたデータを元に、第一種公衆電話の設置基準(どの程度の台数をどの場所に設置すべきか)や維持方法(設置主体がどこであるべきか)等の在り方についても、継続的に議論を行うべきと考えます。
第2節 コストの算定・負担方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金制度は、ユニバーサルサービスの確保が基金なしでは困難とされる場合にのみ、その発動がはじめて認められるべきものであり、基金制度におけるコスト算定方法の検討の前に、まずは基金なしでのユニバーサルサービス確保の可能性を徹底的に追求するとともに、NTT 東西殿への補てんの必要性について更に踏み込んだ検討を行う必要があると考えます。
エ コスト算定・負担方法の検討	<p>(ア)コスト算定方法の考えうる選択肢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿に対する補てんの必要性については、特に以下の項目についての詳細検討を行い、補てんの要否について判断すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 無形の利益の考慮 - 光アクセスサービス等、他サービス収入の考慮 - 基本料の在り方に関する見直し - NTT 東西殿におけるより一層の効率化の推進 - 電電公社時代から有している不動産の含み益や遊休資産売却益の扱い - NTT 都市開発株式会社殿における含み益の扱い

項目	意見
	<p>(イ) コスト負担方法の考えうる選択肢</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮に基金による補てんが不可避という状況になった場合のコスト負担方法の在り方については、通信料ベースでの拠出方式は、制度が複雑になる上、制度変更に伴う運用変更等により利用者への混乱を招くとともに、負担事業者における追加的な対応が発生するといった問題があり、望ましくないものと考えます。従って、仮に基金による補てんが不可避な状況が当面の間継続するのであれば、答申(案)で示されているとおり、制度の安定的運用に注力することに力点をおき、現行の電気通信番号ベースのコスト負担方法を継続すべきと考えます。 <p>(エ) 今後のコスト算定・負担方法の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> そもそも NTS コストは基本料対応コストであることを考慮すると、本来は答申(案)P15 に記載する案①があるべき姿であり、政策論としては長期的に案①のあるべき姿に如何に近づけるかを検討すべきと考えます(案①の場合に、ユニバーサルサービスに対する補てん額が答申(案)の試算上、上昇している点については、前述の「(ア)コスト算定方法の考えうる選択肢」の箇所で記載した各種収入の考慮やコストの効率化等で対処すべき問題であると考えます)。従って、ユニバーサルサービスに対する補てん額の急激な上昇を回避しつつ、NTS コストの負担の在り方を本来あるべき姿に近づけるという意味では、案⑦の採用は十分に取りえる選択肢であると考えます。
<p>オ IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 答申(案)は、加入電話回線数が減少傾向にある中、現行のベンチマーク方式を維持した場合にユニバーサルサービス費用の一定割合としている補てん対象額が減少すること及び NTT 東西殿にユニバーサルサービス提供義務が課されており加入電話維持コストを減らすことが容易ではないという理由により、「加入電話から光 IP 電話に移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正方法」(以下、「IP 補正」という。)を採用することが「現時点ではもっとも適切と考えられる」としています。しかしながら、本来、補てんを実施せずユニバーサルサービスを維持するということが第一に検討されるべきであるという視点で考えた場合、IP 補正による補てん額維持は、以下の理由により実施すべきでないと考えます。 まず、加入電話回線数が減少しても加入電話維持コストを減らすことが容易でないという点について、未だ十分な検討がなされているとは言えず、更なる検討が必要と考えます。具体的には、NTT 東西殿から加入電話網から IP 網への移

項目		意見
		<p>行に関する計画に係る情報の開示を求め、移行計画やそれに伴い発生する加入電話維持コストの妥当性等について詳細な検証を行うことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、加入電話の減少が光 IP 電話だけに起因するものでないにもかかわらず、光 IP 電話のみを IP 補正の対象とすることにも疑問があります。答申(案)では「光 IP 電話がユニバーサルサービスに加わることも想定される場所であり、(中略)過渡的な対応として、現時点では最も適切と考えられる」とされていますが、光 IP 電話をユニバーサルサービスの対象とすべきか否か、また仮に対象とする場合にユニバーサルサービスにおける加入電話との関係をどのように整理すべきか等の課題について議論が尽くされていない現状を考慮すると、光 IP 電話が今後ユニバーサルサービスとなることを前提とした結論の導出は望ましくないものと考えます。
第3節 制度の運用等	ア 周知広報等	<ul style="list-style-type: none"> 負担事業者は、ユニバーサルサービスに関して個別パンフレット、総合カタログ、ホームページ、請求書同封物等を活用し様々な周知活動を行っていますが、基本的にその告知対象は自社の契約者に限定されることとなります。ユニバーサルサービス制度が広く国民一般に関わる制度であることを考慮すると、本制度について全ての国民に対して更なる浸透を図る必要があるものと考えますが、上記のとおり個別事業者の周知活動ではその効果も限界があることから、引き続き行政による周知活動の充実化を図って頂くことを希望します。
	イ 基本料の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービス制度の見直しを議論するにあたっては、前述のとおり基本料級局格差の是正も含めた基本料の在り方についても検討し、その上で基金による補てんの可否を判断すべきものと考えます。 現行の基本料体系は、同一料金体系が適用される区域の加入者数が多い場合に料金水準が高いという効用料金の考え方に基づいていますが、平成 18 年 11 月 18 日付情報通信審議会答申にも示されているとおり、現在、一律料金を採用している競争事業者の存在や IP 電話の急速な普及等により、級局区分採用当初から市場構造が大きく変化している状況にあります。このような市場の変化に鑑みた場合、効用料金の考え方を引き続き採用することの是非について検討を行う必要があるものと考えます。この点については、同答申においても検討が要望されているところ※ですが、その後議論は何ら進展していない状況にあることから、まずは NTT 東西殿に対し検討結果の早期公表を促し、総務省殿におかれてはその検討結果を踏まえて、速やかに NTT 東西殿の基本料の在り方について具体的な検討を開始すべきと考えます。

項目		意見
		<p>※ 平成 18 年 11 月 18 日付情報通信審議会答申より抜粋：「基本料体系を具体的にどのように見直すかについては、原則としてNTT東・西の経営判断に委ねられるべきであるが、NTT東・西において、IP化の進展等の市場構造の変化を踏まえた基本料体系の在り方について検討を継続し、当該検討の結果、基本料体系を見直す場合には、速やかに総務省に報告し、これを公表すること」</p>
第 2 章 2010 年代初頭以降のユニバーサルサービス制度	第 1 節 2010 年代初頭以降(第 1 期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共で考える次期ユニバーサルサービスの要件は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> - 全ての国民に対する高度な文化的生活と教育を実現すべく、ユニバーサルアクセスを確保し、時代に対応したユニバーサルサービス（基本的な音声通話、緊急通報、ブロードバンド(一定普及後)）の提供を確保すること。 - 各事業者による競争環境下での設備構築や、地方自治体による公的な情報通信インフラ整備等、ユニバーサルサービス提供に必要な情報通信インフラの効率的な構築・整備を推進すること。 - 効率的に整備した情報通信インフラを全ての電気通信事業者が公平に利用できる環境(ルール)を整備し、自由なサービス競争の実現のため、NTT 東西殿のアクセス回線網分離の実現や設備共用等を推進すること。 ・ なお、上記の次期ユニバーサルサービス実現については、まずは基金制度による補てんによらない方策を検討すべきであると考えます。しかしながら、答申(案)においては、2010 年代初頭以降のユニバーサルサービス制度の検討も十分ではない現段階で、「コスト算定・コスト負担方法」という項目が盛り込まれている等、基金制度による補てんを前提とした検討の方向が示されており、この点は問題であると考えます。従って、弊社共は、まずは基金による補てんなしに、どのようにしてユニバーサルサービスの提供を実現すべきかという検討プロセスを必須のものとして、次期ユニバーサルサービス制度の検討項目に組み入れることを要望します。 ・ 更に、答申(案)においては、2010 年代初頭以降の第 1 期におけるユニバーサルサービス制度として、現行制度に光 IP 電話を加えたものとする方向性が示されていますが、電気通信業界における状況変化の激しさを考慮すると、次期ユニバーサルサービスは現行制度を単純に継承するのではなく、上記に述べた諸要件等を含め、ユニバーサルサービスの在り方を根本から検討する必要があるものと考えます。 ・ なお、次期ユニバーサルサービスへの移行に関しては、様々な課題について検討が必要となること、また制度も大幅に変更となる可能性があることから、その検討にはかなりの時間を要するものと想定されます。現行制度の導入も平成 8

項目		意見
		<p>年 2 月の電気通信審議会答申「日本電信電話株式会社の在り方について」におけるユニバーサルサービス確保への言及から約 6 年の議論を要したことを考慮すると、次期ユニバーサルサービスの議論にも少なくとも数年単位での議論が必要になるものと想定され、現時点から継続的に具体的な議論を行っていく必要があるものと考えます。</p>
	ア 光IP電話の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 仮に光 IP 電話をユニバーサルサービスの対象とする場合、光 IP 電話が過半となる時期には PSTN もまだ相当数残存していることから、PSTN と光 IP 電話の双方で、音声通話に係るユニバーサルサービスを確保するという整理になると想定され、無駄な設備構築・維持を発生させずに、どのようにして相互補完的にユニバーサルサービスを確保していくのかが大きな課題となるものと考えます。 加えて、光 IP 電話については、現時点においては商業的サービスとして採算性を踏まえてその提供エリアを順次拡大していることを考慮すると、基金による補てんの対象とする必要はないものと考えます。
	イ 適格電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> 適格電気通信事業者については、電気通信技術の進展を考慮しつつ、固定・無線等の区別なく、技術中立性を担保し、もっとも効率的にユニバーサルサービスを提供出来る事業者が選ばれるようにすべきと考えます。 また、制度の公平な運用を担保するためにも、適格電気通信事業者の選定に際しては、競争中立的な視点が不可欠であることは言うまでもありません。
	ウ コスト算定・コスト負担方法	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 章 第 2 節の「コストの算定・負担方法の検討」のところで述べたとおり、基本的な検討の考え方として、コスト算定・負担方法の在り方について検討する前に、基金による補てんなくユニバーサルサービスを実現する方策について検討するというプロセスが不可欠であり、これは次期ユニバーサルサービス制度の検討においても同様と考えます。
	第2節 2010 年代初頭以降(第 2 期)	<ul style="list-style-type: none"> 弊社共が 2010 年度初頭以降における次期ユニバーサルサービスとして考える要件は、第 1 期の冒頭において述べたとおりであり、第 2 期においても同様です。
	ア ユニバーサルアクセスの概念の導入	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルアクセスに関しては、IP 化の進展や国民にとって不可欠なサービスが多様化していく可能性があることを考慮すれば導入を検討するに値する概念であり、その導入にあたっては、ユニバーサルアクセスとユニバーサルサービスの関係性や双方の義務化の必要性、適格アクセス事業者の在り方等、様々な論点について議論が必要になるものと考えます。
	イ 適格アクセス事業	<ul style="list-style-type: none"> 適格アクセス事業者の在り方については、電気通信技術の進展を考慮しつつ、固定・無線等の区別なく、技術中立性

項目		意見
	者	<p>を担保し、もっとも効率的にアクセス回線を提供出来る事業者が選ばれるようにすべきであると考えます。また、ユニバーサルアクセスを用いて様々な事業者がサービスを提供することとなることから、適格アクセス事業者の選定に際しては競争中立的な視点が不可欠であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、仮にNTT東西殿が適格アクセス事業者の役割を担う場合には、NTT東西殿のアクセス回線網を機能的、構造的に分離し、全ての事業者に対して公平な存在とする等、NTTグループの在り方の見直しを行うことが不可欠であると考えます。
	ウ コスト算定・コスト負担方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上述のとおり、そもそも基金による補てんを用いずにユニバーサルサービスを確保する方策を検討すべきであり、「コスト算定・コスト負担方法」という項目を挙げ、基金制度による補てんを前提とした検討の方向を示すことは問題があるものと考えます。まずは基金による補てんなしに、どのようにしてユニバーサルサービスの提供を実現すべきかという検討プロセスを組み入れることが必要と考えます。
第3章 次期見直しに向けた課題等	ア 次期検討に必要な課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申(案)において、次期見直しに向けた課題等として事前に検討すべき事項がいくつか挙げられていますが、まずは基金制度がない中で次期ユニバーサルサービスを如何に確保するかを検討の主眼を置くべきであり、優先すべき検討課題として以下の事項を追加すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 各事業者による競争環境下での設備構築や、地方自治体による公的な情報通信インフラ整備等、ユニバーサルサービス提供に必要な情報通信インフラの効率的な構築・整備 - 効率的に整備した情報通信インフラを全ての電気通信事業者が公平に利用できる環境(ルール)の整備

以上